

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

週報

第十號

- 金融機關を語る
—— 將來は如何なるか ——
(大藏省銀行局)
- 退職積立金及退職手当法の施行に就て
(社會局)
- (國際時事解説) ——
- 國際問題化した資源及植民地の再分配
(外務省情報部)

昭和十一年十二月二十三日

官報附録

昭和十一年十一月一日第三種郵便物認可
昭和十一年十二月二十三日發
行 (每週一回水曜日發行)

五錢

週報

昭和十一年十一月一日第三種郵便物認可
昭和十一年十二月十六日發
行 (每週一回水曜日發行)

第十號

(本書ノ大サハ規定規格A5判)

所 込 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(四)三五一一九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町一ノ三 振替東京九三九〇番 最寄書店・發賣店	一ヶ部 一ヶ年(前金) 二圓四十錢 (外購費に依る地) 一圓四十錢 (減は二圓四十錢) 一ヶ年分未滿配達御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。
	要料不 郵費 東京市 內閣 印刷 局 東京市 神田區 錦町 一ノ三 最寄 書店・ 發賣店

官報附録週報別刷

昭和十一年十二月十六日印刷發行

編輯者 情報委員會
 東京市神田區永田町
 內閣總理大臣官舎內
 印刷者 內閣印刷局
 東京市神田區大手町

週報既刊各號掲載事項

- 刊行の趣旨**
政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に関する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。
- ▽第一號
 - ▼税制改革の要領
 - ▼西班牙内亂を繞る歐洲の政局(一)
 - ▽第二號
 - ▼電力統制の必要性
 - ▼觀艦式に就て
 - ▼歐洲の政局——西班牙内亂を繞りて(二)
 - ▽第三號
 - ▼地方財政及税制改革
 - ▼燃料國策に就て
 - ▼支那は赤化し得るか
 - ▽第四號
 - ▼陸軍軍備の本格的充實
 - ▼新議事堂の話
 - ▼金「ブロック」崩壊と我が貿易
 - ▽第五號
 - ▼農村經濟更生と特別助成
 - ▼小學校教員俸給の道府縣負擔
 - ▼我國の人口
 - ▼ベルギーの投じた歐洲平和への一波紋
 - ▽第六號
 - ▼滿洲移民の現況と其の將來
 - ▼法制化された方面委員制度
 - ▼ルーズヴェルト大統領の再選
 - ▽第七號
 - ▼航空國策に就て
 - ▼思想犯保護觀察制度の實施
 - ▼危機を孕む中歐の情勢
 - ▽第八號
 - ▼國民健康保險制度の要旨
 - ▼海軍志願兵に就て
 - ▼日獨防共協定の意義
 - ▽第九號
 - ▼來年の豫算
 - ▼我國の人口動態
 - ▼獨逸の河川條項廢棄と特別汎米會議の開催
 - ▽第十號
 - ▼國際觀光事業の一般趨勢
 - ▼羊毛工業の現在と將來
 - ▼對支文化事業の動向

金融機關を語る……………大藏省銀行局……………(一)

——將來は如何なるか——

退職積立金及退職手當法の施行に就て……………社 會 局……………(二五)

——(國際時事解説)——

國際問題化した……………外務省情報部……………(二二)

資源及植民地の再分配……………

最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(二九)

金融機關を語る

—— 將來は如何なるか ——

大藏省銀行局

人間の身體に血液の循環が止つたら其の人はそれでおしまひである。身體の何處か一部に血が通はなくなつたら、それが例へば手のさき足の指ならば醫藥で治癒出来る場合もあろうし、最悪の場合でも其の部分を切つて捨て、しまへば其の人の命に別條はない。いくら生命に別條がなくても人間のからだといふものは手足の指一本なくなつても何處かで大きな不便を感じるに違ひないのである。

國民經濟では資金といふものが丁度人體に於ける血液の役目を爲して居るのではないだらうか。血液の供給、資金の供給が止つたら經濟界は死んでも同然である。經濟界を生かし働かせ生長させる爲即ち産業貿易の伸展を遂げしめんが爲には、其の血液の循環を掌る心臟即ち金融機關が壯健にして金融が經濟界の手のさき足の指まで圓滑に行はれ、低利潤澤なる資金の供給が都市にも農山漁村にも行きわたり、大規模の産業貿易は勿論中小商工業乃至庶民階級にまで金融の疏通を見ることが必要なのである。金融機關の公共性が強調せられる所以のものは實に其處に存するのである。心臟が弱くては山路はちろち平地での活動さへも思ふにまかせぬと同様に、天災地變、景氣不景氣、戦争凶作、外國の影響など世界經濟の荒浪を乗りきつて我國經濟の伸展を期せんには各種金融機關の堅實性、

心臓の強さがものをいふのである。かるが故にこそ政府は金融機關に對する監督を一層強化し、各金融機關の内容の充實整備を圖り、更に之等機關の活動分野を調整すると共に其の間に充分なる聯繫を保たしめ、かくして金融機關全體としての機能の發揮に遺憾の無いやうにしようとするのである。近頃頻りにやかましく論ぜられる金融統制なるものは、かやうな政府の仕事の意味する。統制々々といふと何か政府が要らぬ世話をするやうに思ひ一も二もなく反對する者もあるやに見受けられるが、金融機關が其の公共性を充分認識して夫々其の本來の機能を最もよく發揮する様にさせることだといつて貰へば誰からも反對される譯はないのである。

そんなら一體我國には何のやうな金融機關があつてどんな働きをやつて居るのか、其の本來の機能は何處にあるか。其の機能の充分な發揮に就て何を考ふべきか。今、簡単に説明を加へて見よう。金融機關と云へば銀行が先づ第一に登場する。我國の銀行制度は中央發券銀行たる日本銀行を中心として、之に配するに各種の特別銀行を設け、他方一般商業金融機關たる普通銀行と貯蓄機關たる貯蓄銀行とが全國に設置せられて居ることは説明するまでもない。

一 特別銀行

日本銀行 は資本金六千萬圓、諸準備金一億一千餘萬圓を有する我國の中央銀行である。單に資本金のみから云ふならば安田銀行の一億五千萬圓、三和銀行の一億七百餘萬圓、三井、三菱兩銀行の一

億圓に遠く及ばないが兌換銀行券發行(十二月八日現在十三億九千五百萬圓)の特權を有する外、國庫事務の取扱を行ひ其の金利政策、公開市場政策に依り金融市場の調整に任じ我國金融界の中心を爲して居る。殊に近年我國の財政が赤字公債の増發又増發を餘儀なくせられるに至つては其の公債消化に關する中央銀行の使命も彌が上に重きを加へられたのである。同行の公共性、其の機能に就ては茲に多くを語る必要はあるまい。

臺灣銀行及朝鮮銀行 は夫々兩殖民地に於ける中央銀行として活躍して居るのであるが、今や我國對滿支政策、南進政策の盛に論ぜられるに當つて兩銀行の機能に關しては國家的見地より充分な再検討が加へらるゝ時機が來るかも知れないのである。

橫濱正金銀行 が主として外國爲替業務を取扱ふ我國貿易金融機關たることは之亦誰も知らぬものがあるまい。天然資源の豊富でない我國が棉花、羊毛、原油、鐵類等重要産業の原料品を諸外國より輸入しなければならず又内地市場の極めて狭小な我が産業が綿布、人絹布、生絲を始めとして有らゆる製品を輸出して、其の世界を脅威する伸展に依り急増する人口を糊して行かなければならぬ限り、正金銀行の機能は愈々重要性を増すばかりである。當行は支那に於て鈔票と稱する銀行銀券を發行してゐた爲に滿洲に於ては朝鮮銀行の銀行金券との間に面倒な關係を生じてゐたが此の問題は十月一日

より滿洲國內(關東州を含む)に於ける鈔票の廢止に依り解決せられた。

日本興業銀行 は公社債の引受、財團抵當貸付等の事業金融を本來の機能として設けられて居るのであるが、其の起債界に於けるリーダー振りは世の視聽を蒐めて居るところで所謂起債界の淨化を高唱し條件の合理化に努めて居る。又中小工業金融に對しても政府の損失補償制と相俟つて相當努力して居るのであるが、最近は更に我が海運國策と呼應して海事金融に對しても飛躍的の伸展が要望せられて居る。

日本勸業銀行 は今や資本金一億一千餘萬圓を擁し、其の貸出金十億圓に垂々とし、我國不動産金融の中央機關たるの名實を備へて居る。もともと我國不動産抵當銀行としては勸銀を中心として地方には府縣農工銀行を置かれたものであり、明治三十三年八月迄は其の數四六を算したのである。然るに其の後勸農兩行合併の可否に關し旺に論議せらるゝ所あり、遂に合併論勝を制して大正十年合併法の公布を見、爾來農工銀行は漸次勸銀に合併せられ十七行を算するのみとなつてゐたが、現内閣成立以來勸農合併は更に促進の氣運となり、既に東京府農工銀行の合併を見、今や農工銀行は宮城、福島、茨城、神奈川、濃飛、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、岡山、廣島、阿波、愛媛、大分、鹿児島、十六行を餘すのみとなつた。合併の都度資本を増大しゆく勸業銀行は、かくして其の巨大なる資本と組織とを以て其の公共

的使命に鑑み、都市と農村とを通じて不動産金融の圓滑化に極めて積極的に進出するに至るであらう。

北海道拓殖銀行、朝鮮殖産銀行 は北海道、朝鮮の開発の爲に特設せられた不動産金融を主とする銀行である。尙興銀及上記の不動産銀行は何れも債券發行の特權を有つて居る。

以上述べた各銀行は何れも特別の法令に依り設置せられた所謂特別銀行であつて、皆夫々特別の使命と特異の機能とを有し政府に於ても之等に對して特に嚴重なる監督を加へ、其の使命の達成、本來の機能の發揮に遺憾の無いやうにして居るのである。之等特別銀行に對しては、法律に依り夫々監理官を任命し當時其の銀行の諸般の状況を監視させることにして居る。但し農工銀行及農工銀行の存在しない府縣の勸業銀行支店に對しては、其の府縣の高等官(經濟部長)を監理官に任命して居る。又朝鮮殖産銀行は朝鮮總督の監督下に在り總督が監理官を置き業務の監視をさせて居る。

尙 東洋拓殖株式會社 が特殊銀行業務を營むことは兎角見落され勝ちであるが、本來同會社は朝鮮及外國に於ける拓殖資金の供給を一つの目的として居り定期預金を受入れることも出来るのである。尙明年早々開業する臺灣拓殖、南洋拓殖の兩會社に於ても同じく拓殖資金の供給が一つの仕事になつて居る。但し預金受入に就ては臺灣拓殖は制限的であり、南洋拓殖は豫想されてゐない。

日本銀行を除く特別銀行は本年十月末現在預金總計十億圓、諸貸出二十六億圓を擁して居る。

二 普通銀行

普通銀行といふのは文字通り普通一般の銀行を指すので單に商業金融に止まらず事業金融や不動産金融等をも管じて居ることは周知の如くである。我國の普通銀行は明治初年の爲替會社、國立銀行に端を發し、其の後經濟界の進運に伴ひ漸次發展したもので、明治二十三年銀行條例の制定あり監督の基礎が茲に確立せられたが、更に日清日露の兩戰役、歐洲大戰を経我國經濟界の驚異的発展に伴ひ、普通銀行の設立せらるゝもの益多く一時は其の數千八百餘にも及んだのである。そこで政府は普通銀行濫立の弊に鑑み合同整理に努めるに至つたが、殊に昭和二年未曾有の金融恐慌を経験し、銀行條例に代る新銀行法の制定を見、銀行の監督に一新紀元を劃し、大藏省銀行局は銀行検査官の大増員を斷行し、銀行検査の勵行と共に資本金の最低制限の活用により極力弱少銀行の整理に努めた結果、今日普通銀行數四三五となり正に四分の一に減少した譯である。

今年六月末に於ける其の状況を見るに、其の公稱資本金十七億四千八百餘萬圓に及び、支店數三、六七二出張所數一、一九八であつて、全國に營業網を張つて居るのみでなく海外にも營業所を設置して居るものもある。其の業務の分量を最近の數字(本年九月末現在)に依つて見れば、預金は合計百五億二千七百餘萬圓、貸出金は六十七億四千九百餘萬圓、所有有價證券四十九億五千二百餘萬圓の巨額に達し、國債だけでも二十六億四千餘萬圓を擁し正に我國金融機構の根幹である。

之等普通銀行中、第一、三井、三菱、住友、安田、三和の所謂六大銀行並に最近第百銀行も之に加はつての七大銀行は其の基礎極めて鞏固で絶大な信用を有し、各七億乃至十一億圓の預金を擁して全國普通銀行總預金の六割餘を此の七行で占めて居り、我國金融界の重鎮として財界に重きを爲して居るのである。

尙右七大銀行の外に預金一億圓以上を擁する普通銀行は野村、十五、愛知、名古屋、藝備、日本晝夜、昭和、中國の八行を算する。併し乍ら、又一方には預金百萬圓に達せぬ小銀行も未だ相當數存在するのであつて特に兵庫、福岡、静岡、大阪の諸府縣に於いては普通銀行數二十以上上つて居り十行以上を算する府縣は其の外二十一もあるのである。此のやうに徒らに銀行數の多いことは、其の基礎を弱め勝ちで非常時財政經濟の心臓たるべき金融機關の機能を鈍らせることにもなるので、政府は所謂一縣一行主義の下に銀行合同を促進して居るのである。尤も一縣一行と言つても文字通り絕對的な一行とする譯ではなくして、地方經濟上同一區域と見らるゝところは可及的所在銀行の統一合同を圖り強力な基礎確實な地方的中心銀行たらしめ、之と中央銀行との緊密な連絡を完成し、我が金融機構の根幹たる普通銀行を強壯なる心臓とし地方經濟の振興を圖らうといふのである。従つて一縣一行主義は預金の中央集中傾向に拍車をかけ地方金融を益々梗塞せしむるとの批難を聞くけれどもそれは近視眼的見解であつて、どんな事があつてもピクともしないだけの心臓であつてこそ受信作用として預金の受入其の他の信用を確保すると共に授信作用として地方財界の手足のさきまで鮮血を供給し、

一般的取引の需要に應じ中小商工業及農村にまで金融の疏通に邁進するの餘裕も出来又低金利政策の遂行に順應した經營も出来ようといふものである。銀行資力の充實、經營の尙一層の堅實化、預金者の利益の保護、監督の周到、不肖競争の防止といったやうな銀行法の目標も此の一縣一行主義の徹底に依つても達成を容易にするであらう。

三 貯蓄銀行

我國の貯蓄機關として最も普及し最も利用せられて居るのは何と云つても郵便貯金の制度であつて、之は遠く明治八年政府が勤儉貯蓄を奨励する爲に設けたものであるが、年々驚異的發展を遂げ今や其の貯金總額は三十三億圓の巨額に達し、其の零細資金の巨大なる集積は大藏省預金部資金の七割四分を占め、公債消化上大きな役割を果して居り、又一部は地方資金となつて地方にも還元せられ巨大なる銀行的はたらきを爲しつゝあるのである。

貯蓄銀行の創始は此の郵便貯金制度と殆ど時を同じうし、明治十三年には既に貯蓄預金専業の銀行が現はれた。後明治二十三年貯蓄銀行條例が制定せられてから更に年々長足の發達を遂げたのである。大正十年其の條例を廢止して新たに貯蓄銀行法を制定し、之が監督を強化し、又普通銀行の貯蓄兼營を禁止するに至り、爾來貯蓄銀行は愈々整備せられ益々堅實なる發展を爲しつゝある。即ち貯蓄預金は大正十一年末には五億圓、昭和二年末十億圓、昭和六年末十六億圓と非常なる増加を示し、昭和

十年末には遂に二十億圓を突破するに至つたのである。現在貯蓄銀行は七十四行あつて其の公稱資本金七千七百餘萬圓、諸準備金は拂込資本金を超過し、何れも基礎鞏固其の經營堅實であつて克く國民貯蓄の機關としての重責に任じて居る。尙貯蓄預金中定期積金の昭和十年末現在高は七億四千萬圓であるが、其の契約高に至つては實に十七億圓に達し、其の口數二百萬口を超えて居ることは見逃してはならない。

貯蓄銀行に對しては其の公共性の特に大きいところから法律上又行政上政府に於て特別嚴重なる監督を爲して居り、資金の運用に嚴重なる制限を設くる外、預り金の三分の一以上に相當する國債を供託させ、其の取締役に對し其の銀行の預金債務の完済不能なる場合には連帶無限の責任を負ふといふことまで法定して一般貯金者の保護に遺憾なきを期して居る。最近低金利、利縮少の傾向や課税問題に關聯し且は東京に於ける二貯蓄銀行の普通銀行への合併にからんで我國貯蓄銀行の將來に對して悲觀的見解を持つるものもないではないが、政府は貯蓄銀行の發展を期待こそすれ、かくの如き悲觀論には與し得ないのである。但し銀行數の増加は普通銀行同様消極方針を採つて居ることは申すまでもない。

四 信託會社

我國に於ける信託會社の發達は比較的最近のことに屬する。即ち明治三十年頃より我國經濟の發展

に伴ひ信託業務が次第に行はるゝに至り、殊に日露戦役後米國の信託會社を模倣した會社が續々設立せられたが、其の業務は千差萬別却て社會に害毒を流すものも尠くなかつたので、政府は大正十一年信託法及信託業法を制定し茲に我國信託業に新時代を劃するに至つたのである。爾來信託會社は實に長足の進歩を遂げ今や我國金融機構中でも重要な地歩を占むるに至つた。

現在信託會社は三十一社、其の公稱資本金二億五千九百萬圓に上り、殊に一流信託會社は多く我國大財閥の經營であつて基礎極めて堅實、國民財産の受託者として其の輿望を擔つて居るのである。茲に述べた如く信託會社は比較的新しい機關であるのにも拘らず、信託會社に對する信賴は信託財産の顯著なる増加として如實に現はれて居るのであつて、大正十五年末に於て六億圓に満たなかつた信託財産は今日では實に二十二億圓を超える状態である。此の内の大部分を占めるものは金銭信託であつて其の額十八億圓を超えて居る。信託會社は之等の資金を主として貸付（九億七千萬圓）及有價證券（十一億圓、内國債は三億三千萬圓）に投資し我國産業の發展に對しても貢獻する所蓋し大なるものがあるのである。

信託會社は大藏省令を以て五百圓未満の金銭信託、信託期間二年を下る金銭信託（特定信託は例外）の引受を爲すことは禁止せられて居り、其處に普通銀行との間に活動分野を劃されて居る譯であるが、實際上比較的短期の指定金銭信託が大きな部分を占めて居り又一方我國の普通銀行は定期預金が預り金の六割以上を占めて居るやうな實情からして、兩金融機關の機能に關して世上種々論議せらるゝ所

があつたが、最近有力信託會社は擧つて長期信託と短期信託との間に其の利益交付率即ち所謂信託配當率の差異を付することにより長期へ誘導の方針を採ることになつたので、信託會社は益々其の本來の機能を明確にするに至つたことは欣ばしい傾向である。今後尙信託會社は財産の受託者として普通銀行とは違つたサービスを爲して存在の意義を明らかにするであらうし、併營業務の方向にも開拓の餘地は多いのであるから今後此の方面にも國民の利用を増大して大きな將來を有つて居ると信ずる。

五 組合金融諸機關

農山漁村金融、中小商工業乃至庶民金融の改善は真に刻下の急務であつて、此の方面に對する銀行等の寄與は儘に大きな問題であるが、何といつても物的擔保の充分でない此の方面の金融施設としては相互信用の組織が最も望ましいし又實際最も有效である。

相互信用組織として第一に掲ぐべきは信用組合と其の系統機關である。既に三十年の歴史を経たる我國の産業組合運動は其の金融部面として信用組合を有つ。と謂はんよりは寧ろ我國の産業組合は信用組合から發達したものであり、今尙信用組合事業が産組の最大事業なのである。全國農村都市を通じて産業組合は其の數約一萬五千、組合員五百九十七萬人、其の内信用組合たるもの一萬三千を算し其の大部分は農村に在り他の組合事業たる販賣、購買、利用の諸事業を兼營しつゝ、組合員に産業資金又は經濟資金を融通し併せて組合員、其の家族、公共團體又は非營利法人若くは團體から貯金の受入

を爲して居るのである。信用事業専門の所謂單管信用組合は其の數千三百餘あるが、産業組合擴充五ヶ年計畫の一として信、購、販、利四種事業の兼營を奨励しつゝあるので漸減の傾向にある。但し市又は農林、大藏兩大臣指定の市街地に在る信用組合中手形の割引と組合員外者の貯金を取扱ふものは之を市街地信用組合と稱せられ、此の種組合のみは他事業の兼營を禁ぜられ大藏大臣も監督權を有つて居る(其の他の信用組合は農村信用組合と通稱せられ現在までのところは農林大臣のみの監督下に在る)。信用組合全體として今や貯金十四億圓、貸出金十億圓に達し、農村、都市を通じて其の庶民相互金融機關として大きな活動を爲して居る。併し乍ら、多數の組合中には事業不振の組合も尠しとしないので、之が指導監督並に補強は農村經濟更生上急務とせられて居る。因に市街地信用組合のみの數字を示せば組合數二七〇、組合員三十一萬人、其の貯金二億一千萬圓、貸出金一億七千萬圓であつて、中には五百萬圓乃至八百萬圓の貯金を擁するものもあるが、一組合平均貯金七十九萬圓、貸出は六十三萬圓見當で都市庶民金融機關としての其の本來の機能の發揮に充分期待をかくべきである。

道府縣信用組合聯合會及産業組合中央金庫は此の信用組合の系統金融機關であつて、前者は道府縣内の産業組合資金の有無相通するを使命とし、後者は全國産業組合の中央銀行として全産業界の資金の有無相通を目的として設立せられたもので、金庫出資金三千七百萬圓中千五百萬圓は政府出資に係り之に對して剩餘金の配當を免除せられて居り、其の業務執行に對しては農林、大藏兩省は嚴重なる監督を加へ、前に述べた特別銀行に對する如く監理官を置いて監視せしめて居る。道府縣信聯は其の

數四七、其の貯金總計二億八千萬圓貸出一億圓、産業組合中央金庫は預り金約一億圓、貸出約一億六千萬圓に上る。尙中金を通じて預金部資金約一億圓が産業組合界に放出せられて居り、中金の債券たる産業債券は從來悉く預金部引受に係るものであることは注意を要する。

次に第二の組合金融機關として商業組合、工業組合、輸出組合及之等の聯合會と之等の中央金融機關として十二月十日開業した商工組合中央金庫に就て語らなければならぬ。元來此の種の組合は商工業の改良發達の爲の共同施設を爲す目的を以て設けられ附隨的に組合員に對する資金の貸付又は組合員貯金の受入を認められて居るものであつて、金融事業本位たるべきものではないのであり、従つて商工組合中央金庫の機能も之等組合の共同施設に對する資金融通を本旨とするのであるが、組合並に金庫の金融的活動如何は今後の問題に屬する。

六 無盡會社及頼母子講

庶民金融施設として古くから行はれたものに我國獨特の無盡講、頼母子講がある。之は一種の相互金融であつて、隣保相倚り互に掛金を爲し、抽籤入札等の方法に依つて資金の需要者に融通し合ふ組織で、現在其の講金三十億乃至四十億圓に上り加入者約四百萬人と謂はれて居る。親無盡、親無し無盡の兩種があり、前者は共濟的のもの多く、後者は親睦若くは金融目的とするものに多く、管理者に人を得た講會は立派に庶民金融の疏通に役立つて居るのであるが、地方に依つては弊害の著しいもの

もあり多數の府縣では府縣令を以て取締を行つて居る。大體の傾向は金融目的のものが主流となりつゝあるので法令を以て全國統一的に取締指導をなすの必要が痛感せられて居る。

此の親無し無盡より發達して明治中葉以後營業無盡が急激に續々出現し、大正二年末には千百五十社に上り、其の取締の必要が叫ばれ、茲に大正四年無盡業法の制定を見、不良の業者は淘汰され、其の獨特の妙味により長足の伸展を遂げ、現在會社數二五四、公稱資本金三千九百餘萬圓、組數七萬二千餘、口數二百七十七萬、給付金契約高十三億八千萬圓、其の給付濟高と諸貸付高を合算すれば六億一千餘萬圓の資金融通を行つて居る譯であり、我國庶民金融機關として有力な地歩を占めて居る。依つて大藏省に於ては更に一層其の公共性を強調して堅實なる發展を遂げしむるやう指導監督の周到を期して居り、掛金表の協定、無盡簿記の改正等著々之が實現を見つゝある。

以上極めて簡単に我國金融機構に付て説明を試みたが、尙此の外に簡易生命保險積立金の運用、保險會社、公私設の質屋、金貸業者等の金融的活動を説かなくてはならないし、又目下庶民金融新機關として立案せられつゝある恩給金庫、庶民貸付金庫、漁村の要望である漁業金融中央機關等の諸問題、農村負債整理組合、中小貸付に對する府縣損失補償制及之に對する國庫再補償の制度、其他政府補償に依る特別融通の諸制度、信用保證機關等我が金融機構の總まくりを當つて見逃し難い問題が多いが、今回は總て其の説明を省略し、唯政府は産業貿易の振興と國民生活安定を大眼目として我國の金融機構に付鋭意其の改善を圖りつゝあるものなることを附言して置く。

退職積立金及退職手當法の施行に就て

社 會 局

一 序 説

本年六月三日公布せられた退職積立金及退職手當法は、去月三十日公布勅令第四一三號を以て愈、明年一月一日を期し施行せらるゝことに定められ、同時に同法施行令(勅令)及同法施行規則(内務省令)其他關係法令の公布を見た。

本法は、其の議會に對する法案提出の理由書にもある如く、「我國に行はるゝ退職手當制度の慣行を基礎として之を法制化し其の普及を圖ると共に、内容を合理化し、支拂を確保し、以て勞働者の生活の安定産業の健全なる發達を期する」のであるが、其の眼目とする所は、要するに、勞資雙方の協力により勞働者の生活不安を緩和乃至除去することによつて、よく産業の健全なる發達に寄與せんことを庶幾し、兼ねて之を以て失業對策の一助と爲さんとするのである。

元來、退職手當の事は、相當な工場、鑛山に於ては、重要な福利施設として、既に相當行はれてゐるのであるが、それに拘らず尙本法の制定を必要とする所以は、此の福利施設として發達して來た所謂醇風美俗たる退職手當の制度も、醇風美俗なるが故に放任を許さず、之を國家が取り上げて採長補短、よく本制度を合理化し、且同時に之を更に普及せしむるの必要あるが爲に外ならないのである。又勞働者の退職に付單に一方的に事業主に對してのみ配慮を要求するに止めず、勞働者に對しても亦自ら自己の失業其他不時の退職に備へ置かしむることを當然必要なりと考へられるので、之亦從來行はれて居る所謂強制貯蓄乃至任意貯蓄をより強化せしめて本法に採り入れ、苟くも勞働者たるものは、不測の事ある時に豫め備へなければならぬこととしたのである。

二 本法の適用範圍

本法の適用範圍は、其の事業に付て言へば、常時五十人以上の勞働者を使用する工場、鑛山であるが、常

時使用労働者五十人未満の事業であつても、工場、鑛山である限り希望ある者は、許可を受けて本法を其の儘或は多少緩和して適用を受けることが出来る。

次に労働者に付て言へば、右により本法の適用を受ける事業に使用せらるる労働者には原則として總て適用あるのであるが、例外として六ヶ月以内の期間を定めて使用せらるる者、日々雇入れられる者及季節的事業に使用せらるる者の三者には適用がない。然し之等の者と雖も一定期間即ち前二者に付ては六ヶ月、最後の者に付ては一ヶ年の期間を超えて引續き使用せらるると本法の適用を受けることとなるのである。

三 退職積立金

退職積立金の制度は従来行はれてゐた所謂強制貯蓄を法制化したものであつて、即ち労働者をして其の退職に備へしめる爲に其の賃金の一部を豫め積立てしめ退職の際に之を與へんとするものである。

そこで事業主は此の法律により労働者の賃金の百分の二を、労働者の名義で郵便貯金、銀行預金、金銭信託、登録國債其の他確實なる方法の中で地方長官の許可を受けた方法によつて、其の賃金の中から積立てな

ければならない。即ち法律は、労働者の失業其の他を慮り、労働者の退職に備へる爲に、労働者の意志如何に拘らず、事業主をして賃金の百分の二を控除せしめ之を強制的に積立てしめるのである。こゝに賃金といふのは金銭給與のみに止まらず、實物給與をも含むのであつて、實物給與は之を金銭に換算して積立金を計算するのである。此のことは後述の退職手當に關し積立金を計算する場合にも適用があるので其の場合に特に重要である。

扱、かくして労働者が工場、鑛山に勤務してゐる間蓄積した積立金は、退職の際其の支拂を受けるのであるが、此の退職積立金は労働者自身の財産であるから、後述の退職手當積立金と異なり、労働者が退職した場合、其の退職事由の何たるかを問はずそつくり其の儘労働者は支拂を受け得るのである。併し乍ら、一面又此の退職積立金は労働者のものであるには相違ないが、此の制度を設けた上述の趣旨から、労働者が退職した後でなければ、如何なる理由があらうとも絶對に拂戻さないことは勿論である。立法としては、資力の薄弱な労働者のことであるから、特殊の必要ある場合には支拂を認むべしとの論もあり得るであらう

が、法律は結局此の制度の有名無實に終ること無からんことを期したのである。

次に、郵便貯金其の他前述の方法によつて積立てられて居る退職積立金は、事業主が之を運用することを認められて居る。従来工場、鑛山に於ては、前述の如く、福利施設として職工饗料をして賃金の幾分を割いて貯金を爲さしめ、之に相當高い利息を附することによつて貯金奨励の施設を爲してゐる例が多いのであるが、此の種の施設は労働者に有利な施設であるので、之を本法施行後も生かして置かうとするのが此の運用を認められた一つの最も大きな理由である。然し此の積立金は飽くまで純然たる労働者の財産であり、彼等にとつては、恐らく最も重要な財産であるので、其の運用に付ては最も嚴重な條件が附せられてゐる。即ち地方長官の許可を受けねばならぬこと、労働者の同意を要すること、相當の利子を附けねばならぬこと、及地方長官は許可に際し必要と認むる額の國債の供託を命じ、必要と認めたらば何時でも許可を取消し、又供託國債の増額を命ずることが出来ること等であつて、積立金を事業主が運用する爲に労働者が損失を蒙らぬやう確保せられてゐるのである。

四 退職手當積立金

常時五十人以上の労働者を使用してゐる工場、鑛山の事業主は、其の使用労働者（前述の本法の適用を受けざる者を除く）が退職する場合には、退職手當を支給しなければならぬのであるが、其の支給の爲に法律が定めてゐる方法は二つある。一は退職手當積立金の方法であり、他は準備積立金の方法である。

退職手當積立金による方法は、平素より労働者の退職に備へて退職手當を支給する爲の積立金を爲すの方法であつて、事業主が年一回以上一定時期に労働者の賃金の百分の二に相當する金額を退職手當積立金として積立てなければならぬが、尙利益の多い事業に於ては更に其の上に賃金の百分の三（合せて百分の五）迄の金額を積立てなければならぬのである。而して、此の積立てた金額は、各労働者に帳簿上、原則として其の賃金に比例的に、例外として一部は労働者の勤務年限、勤務状態其の他を斟酌して配分して置くのである。此の手續は年々歳々之を繰返し、常時各労働者別の金額が用意されてゐなければならぬ、労働者が偶、退職を申出でた場合或は之を解雇した場合には此の常

時用意されてゐる所に基き、當該労働者に屬する金額を退職手當として支給することになるのである。併し乍ら労働者が別に已むを得ない理由もないのに、採用されてから三年経たずして自分の都合で退職する場合とか、事業主の方から解雇する場合でも其の解雇事由が、例へば労働者が故意に工場、鑛山の設備又は器具を破壊した等の如き背信的行爲に在るとか、其の不都合の程度が背信的といふ程度に至らぬまでも例へば、何回注意を與へても出勤常ならざるが如き者が勤続三年未滿である場合とかには、事業主の考へ如何によつては、其の労働者に配分されてゐる金額を支給しないことが出来るし、又、已むを得ない事由が別になく單に自己の都合によつて退職する労働者が三年以上の勤続者である場合とか、背信行爲に至らざる程度の不都合の行爲があつた爲に三年以上未滿の者を解雇する場合とかは前述の金額を二分の一迄減じて支給することが出来るのである。之等の不支給又は減額支給の場合を認められたのは、所謂勞務管理上の必要を斟酌したのであつて、本法は退職手當が永年の勞務に對する報償たる性質を有すると共に、失業の危険に對する一種の失業手當たる性質を有するといふ謂はゞ退職手當本

來の要求と所謂勞務管理上の要求とを此の程度に於て調和せしめたものと見ることが出来る。

かくの如くにして、労働者別に計算された金額に、支給しなかつたり、減額支給したりした爲に剩餘を生ずることになるのであるが、此の金額は之を保留して置いて、事業主の側から解雇する労働者に前述の普通手當の外に之を加算して支給する資に充てしめるのである。而して其の加算する割合は、勤続一年以上三年未滿の者に付ては標準賃金の二十日分、勤続三年以上未滿の者に付ては標準賃金の二十五日分とする。こゝに標準賃金と謂ふのは、原則として當該労働者に付定めたる健康保険の標準報酬月額である。此の特別手當も解雇事由が労働者の禁錮以上の刑に處せられたこと、施行規則第二十七條第二十八條に掲ぐる不都合な行爲のあつたことに在る場合は支給しなくともいいことになつてゐる。

尙退職手當積立金に付ても法律は事業主が之を運用することを認めた。退職手當積立金は前述の退職積立金とは其の性質を異にし事業主の財産であり、従つて其の運用を認めた趣旨も後者に於けるとは異なるものあるは當然であるが、既に労働者の爲に積立てられた

ものであり、且前述の如く労働者別に計算を明らかにされてゐる以上は、經濟的に之を見るならば、實質上労働者の財産であると云ふも過言ではない。故に法律は労働者の同意を必要とせざる以外は、總て退職積立金を運用する場合と取扱を同一にした。

五 準備積立金

退職手當支給に付ては、法律は上述の如く退職手當積立金の方法に依るべきを原則とすることを定めたが、地方長官の許可を受けたならば準備積立金の方法に依り得る旨を定めた。此の方法に依れば、退職手當積立金の方法による場合と異なり、賃金の百分の二を計算して積立てるとか、事業の利益の多寡によつて積立金の増減を計算したりとかの必要もなく、従つて又常時其の積立てた金額を労働者別に計算して置く手數をも必要としない。唯退職手當に關する規定例へば勤続一年に付賃金の何日分に相當する手當を支給するといふが如き定と、其の支給に充てる爲の準備金の積立に關する定とを爲した規程を作つて、地方長官の許可を受けることが必要である。而して此の方法に依る場合に對して法律は、少くとも勤続一年に付標準賃

金十二日分に相當する退職手當を支給しなければならぬこと及退職手當積立金の項で述べた區別と同一の區別に従つて、特別手當を加算支給しなければならぬ等の最低限度を規定すると共に、退職手當積立金の方法に依る場合と同じ規律により退職事由其他によつて手當支給額に差等を設けることを認めた。準備積立金は幾何しなければならぬかに付ては、法律は明定してゐないが、法律の最低限度として示した普通手當の勤続一年に付ての十二日分から逆算して、大體毎年支拂賃金の百分の三三三程度を積立てることを必要とするであらう。

六 保護規定

以上で本法の定むる退職積立金及退職手當の制度の概略を説明したのであるが、法律は此の制度の趣旨の徹底と保護とを期する諸種の規定を設けた。詳細の説明は之を避けるが、本法による積立金の支拂等を受ける権利及退職手當を受ける権利の譲渡、差押を禁止して労働者の権利を確保すると共に、退職手當積立金及準備積立金に對し免稅の取扱をなした。

七 退職金審査會

退職積立金の支拂、退職手当の支給に關し民事訴訟を提起せんとする者は、其の前提要件として先づ退職金審査會といふ特設の機關の審査を受けねばならぬ。此のことは、此の種の争訟事件を出來得べくんば、民事訴訟によらずして簡易に解決せんとする趣旨と、此の種の事件に關し特に其の實狀に即した判定を下さしめようとする趣旨とに外ならぬであらう。従つて退職金審査會は此の趣旨に合するやうに組織せられ、管であつて、各府縣毎に設置せられ、地方長官を其の會長とし、内務大臣の命する官吏又は學識經驗者、事業經營の事情に通ずる者及勞働の事情に通ずる者各

二人又は三人より成る委員六人又は九人を以て組織せられる。此の審査會の審査の法律的效果は、民事訴訟を起し得る事件が其の審査を経ることによつて始めて訴訟提起の要件を具備するに至るといふこと、審査の請求が時効中斷の效力があること、の二つに過ぎないが、其の設置の趣旨によつても見得るが如く、實際上多大の效果をもたらすであらうと想像せられ且期待せられるのである。

以上、本法關係法令の根幹の概略を記述したのであるが、尙罰則の規定や本法の施行に際し及事業が本法の適用を受くるに際しての若干の重要な經過的規定もあるが、之等に關する説明は之を省略する。

國際問題化した資源及植民地の再分配

外務省情報部

一 問題の経緯

エチオピア問題以來頼みに世人の注目を集めてゐる資源及植民地の再分配問題は、現下國際間の重要問題の一つである。國際聯盟に於ては、原料品取得問題に關する委員會が設置せらるゝこととなり、目下準備を進められて居る模様であるが、資源及植民地の再分配問題は日本としても重大な關係があり多大の關心を持つて居り、各國に於ても同様この問題に關する論議並にその成果に對して多大の注意を拂つてゐるので、斯くて愈々この問題が具體化されつゝある情勢に對しては大いに注目を要する。

昨年九月十一日第十六回聯盟總會本會議に於て、英國代表ホーア外相は

「…世界各國齊しく人類の福祉に貴尊なる貢獻を爲せるは史實に明らかなる所で、後進國はその資源の開発、國家生活の建設に付先進國の助力を期待するの權利あるものと確信する。戰爭を禁止し、又は既に始まる戰爭を終絶せしめよと集團的に主張するのみでは不充分である。一步進んで戰爭の原因を除去する爲何等かの手段を講ずるの必要がある。…原料資源を豊富に所有することは、所有國に特殊の利益を與ふる如くである。事實世界にはその本國又は植民地に於て豊富なる天然資源を有する國もあり、運命に恵まれざる他國は不安の眼を以て之を看るのである。本問題は不

満、不安を惹起しつゝあるを以てこれを調査し、解決方法を考慮し、實際禍根となるものはこれを除去するが賢策である。この點に付余は原料を必要とする工業國間に原料の自由配分の必要を強調提唱するものである。云々

と述べ「英國としては本件に關して相應の協力を爲すの用意がある」旨を言明したのであつた。恰も當時、米國のハウス大佐の「國際ニューデールの必要」といふ論文が發表されて、資源及植民地再分配問題が、世界の注目を集めてゐたので、ホリア外相の演説は各方面に相當の反響を起したのであつたが、具體的には何等の成果を齎らすには至らなかつた。

本年十月十一日の第十七回聯盟總會本會議に於て英國代表は、前回總會に於けるホリア外相の演説を更に敷衍して「或種の原料品（工業原料品及食料品を含む）の生産及販賣状況を調査し、右原料品の需要諸國が實際上何等の障礙を経験しつゝありや、若し然るときはこれを除去し將來に於て需要國の總てが均等の條件にてこれが取得を爲し得る如く一般的協定を爲すことの當否に付研究を遂ぐるの要がある。」との提案をしたので、總會はこの提案に對して

「諸國により均等なる商取引による或種原料品取得問題の検討及研究が、聯盟國と非聯盟國との別なくこれに特殊利害關係を有する主要諸國の協力の下に有益に行はれ得るの時機が今や到来せることを惟ひ、理事會に對しその適當と認むる時期に經濟、財政兩委員會及國籍に關係なく選定せる適任の専門家を適當の割合に按配し、本問題を研究の上報告を提出せしむる爲一委員會を任命せんことを委嘱することに決し、研究せらるべき原料品の選定は右委員會の裁量に一任すべきものと

認め、特に利害關係ある諸國の専門家が右委員會の事業に参加することはその國が聯盟國たる否とに拘りなく希望すべきことなるを信じ、理事會が決定を爲すに當り右の考慮を参照せんことを勸奨し、且本決議はこれを各非聯盟國政府に通報すべきことを事務總長に要請す。」との決議を行つたので、理事會はこの決議に従ひ委員會の任命を決定し、委員會は一月に成立の見込である。

抑、原料及植民地の調整問題は既に世界大戦中から各國の問題となり、一九一六年の聯合國側の經濟會議に續いて一九一八年のウィルソン大統領の提案に係る講和條件十四箇條の中にも含まれて居り、一九一九年三月經濟委員會が設置されるや、フランスの委員から具體的に原料問題が提議されたのであつたが、委員會はこれを右耶無耶に葬り去り、ウィルソン大統領の提案に多少の修正を加へられて出来上つたのが現在の國際聯盟規約第二十二條である。

その後一九二七年のジュネーブ經濟會議及一九三三年のロンドン經濟會議に於て、この問題について議論されたのであつたが何れも何等の成果を得るに至らなかつた。然るに昨年伊エ紛争の勃發を契機としてまたこの問題が再燃し、更にハウス大佐の論文やホリア外相の演説等がこれに拍車をかけ、俄然全世界の注目を集め遂に聯盟總會の決議となるに至つたのである。

二 再分配を要求する國々

資源及植民地の再分配問題に對して、各國は二つの立場に分れる。即ち再分配により與ふべき國と

獲得すべき國とである。前者に屬するものは英、米、佛、蘇、和、白等の諸國であり、後者に屬するものは獨、伊及日本等の諸國である。

獨逸に於ては資源及植民地の再分配は即ち世界大戦によつて失つた屬領植民地の回復を意味するものであるが故に、その要望は甚だ熱烈である。ヒットラー總統もその著書「我が闘争」の中に於て「領土の狭少な爲に大民族が没落に瀕する場合には、土地や領土を求むる権利は義務にまで轉化し得るものである。」と痛切な言葉を以て表明して居る。獨逸が再軍備實施に次いで植民地回復に進まんとし居るのは自然の勢であるが、ハッス大佐の論文が發表されて植民地再分配の問題が世界の注目を集むるに至つたことは、その勢に一層の拍車をかけ、政府當局もこれを主張し輿論もこれを支持し、獨逸植民協會、獨逸舊植民地勤務在郷軍人會等の諸團體が中心となつて活潑な運動を開始するに至つたのである。

本年一月十七日、ゲッベルス宣傳相は伊エ紛争に關聯して植民地の回復を主張し、三月七日の議會に於てはヒットラー總統が、ラインランド再武裝の宣言に際して「植民地に關する平等權問題が解決せらるゝを期待する」と述べたのであつたが、更に九月九日のニールンベルグのナチス大會に於てヒットラー總統は「獨逸國民の生存權」の名に於て公然植民地の返還要求を提示して、歐洲各國に異常な衝激を與へたのであつた。

次に領土は狭く人口は過剰で資源に恵まれてゐない伊太利が、資源及植民地の再分配を熱望してゐるのもまた當然である。世界大戦に於て聯合國側に參加し、勝利を得たにも拘らずその結果たる平和

條約に甚だしく不満を抱いた伊太利は、常にヴェルサイユ條約の修正を主張して來た。ムッソリーニ首相の如きも一九二二年二月、ローマ進軍の以前に於て伊太利植民地の地中海への擴大並に大西洋への進出を高唱し、以來機會ある毎に植民地の獲得を強調して來たのであつたが、その憤懣は遂に伊エ紛争となりエチオピア併合となつて一部の目的を達したのである。昨年十月二日、ムッソリーニ首相は「ファシスト黨員に向つて、エチオピア問題について演説し「伊太利國民は最早や隱忍自重を續けることは出來ない」と絶叫したのであるが、以てその意氣を窺ふことが出來よう。

日本に於ても新渡戸博士や山本博士等によつて夙に植民地解放論が唱へられてゐたのであるが、昨年近衛公府は米國を訪問し、ハッス大佐と會見してこの問題に對して議論を交へ、ハッス大佐が論文を發表するや續いて同じくリバイテイ誌上に「國際ニューデイル」なる論文を寄せたのであつた。また松井男爵は英國のフォートナイトリ、レヴェー誌に寄書して英帝國に呼びかけ、更に本年二月第六十八議會に於ける外交方針の演説に於て廣田外相は「世界到る處、人と物との交通を自由にし資源の開放とその利用の均霑を實現するに於きましては、自由と信頼との空氣は自から醸成せられ、世界の平和は著しく増進せらるゝこと疑を容れぬのであります」と述べて帝國政府としての見解を表明したのであつた。

三 再分配を要求さるゝ國々

資源及植民地の再分配に對して再分配を要求されて居る國の中で、世界最大の植民地所有者である

英國は、聯盟に於けるこの問題の發議者であるが、上記の聯盟總會に於けるホリア外相の演説及ポルドウィン首相が昨年十月三十日平和協會に於て行つた現状打破の必要を承認せる演説に徴するに、同國の主張が本問題を目して政治的、領土的であるよりも經濟的であるとし、總てが平和的手段によつて行はれなければならぬといふことを強調して居ることは注目すべき點である。而も資源と植民地との二者を區別し資源の分配を公平にすべしといふに止まり、植民地の再分配に對しては、労働黨及自由黨の一部に賛成者があるが保守黨は舉つて反對し各屬領植民地の輿論も強硬に反對して居る、政府としては大體通商障礙の打破の程度に止まり植民地の分割譲渡には反對である。これはホリア外相の聯盟總會に於ける演説に於ても明らかなることであり、また本年二月下院に於ける労働黨ランズベリーの國際經濟會議招集の動議の経緯及議員の質問に對して政府が「植民地及委任統治領の分譲返還を考慮した事はない」旨を言明したのみならず、資源の分配に對しても同じく上院に於けるアノルド卿の自由貿易の採用、オッタワ協定放棄の提案に對して政府は反對であることを表明したのである。米國は天然資源は甚だ豊富であるが、植民地は比較的少なく委任統治領も無く比律賓の獨立が完成され、ばその勢力範圍は米大陸にのみ限られ、而も米大陸以外の問題には關與しないといふ方針であるから、ハッス大佐の論文が各國に於て非常な反響を起したにも拘らず米國內の輿論は比較的冷静である。現政府は専ら互惠通商政策に努力して分配問題には觸れず、ハル國務長官が「重要原料品を各國に合理的に分配する必要がある」と演説したこともあるが、大體資源の公平な分配には賛成し植民地の再分配には反對であると想像される。

英國に次いで大植民帝國である佛蘭西は、亞弗利加及東洋に廣大な植民地を持ち委任統治領としてもトーゴ、カメルン、シリヤ等を有して居るので伊太利のエチオピア合併を喜ばず、獨逸の植民地返還の要求に對して正面から反對して居る。ニュールンベルグに於けるヒットラー總統の植民地返還の要求に對する政府筋の見解として傳へられたところは、「數億法の巨費を投じて開發した委任統治領を今更返還することは思ひもよらぬ」といふのであるが、これが佛蘭西として眞の意向であらう。殊に最近植民地とのブロッツの強化を計つてゐるのであるから、資源分配の國際會議の開催にすら反對してゐる程である。

また東印度諸島及ニューギニア等の廣大な植民地を有し、而もその大部分を未開のまゝに放置して居る和蘭は、日本の南進論に對して不安と猶疑とを感じて居るので、植民地の再分配には絶対に反對の意を表し、現状維持に汲々たる有様である。昨年の聯盟總會に於けるグラーフ外相の演説が各國の經濟資源並に人口問題に同情的であつたといふ非難が起つた程であるから以てその傾向を推測することが出来る。白耳義も亞弗利加に相當廣大な植民地を有してゐるのであるから、これまた和蘭と同様な態度を示して居り、その他、蘇聯邦は植民地の再分配も、他の資本主義國の政策と同じく弱國の犠牲に於て行はれる、といふ一流の議論を以て反對してゐる。

四 再分配論の根據

最近に於ける分配論の中心となつたハッス大佐の論文は、日、獨、伊の三國に對し人口の捌口、必

需品及原料を興へない限り爆發する可能性があり、世界の安定は求め難い。日、獨、伊の様に人口過剰に苦み、原料及必需品の缺乏に悩み、製造工業品の販路に窮してゐる國に英、佛、米、蘇の様は廣大な領土を有してゐる國が、平和的方法によつて思ひ切つた領土の調整を行はなければならぬ。獨逸に對しては植民地を返還しなほ大戦直前に續まりかゝつてゐた亞非利加に於ける葡萄牙植民地の買収問題を復活する。日本の問題は更に重要であり、日本は國內に溢るゝ人口を持って剩してゐるのに世界には捨て、顧みられない廣い土地が澤山あるので、須らく日本人にも人類の富と幸福増進の爲生産することを許すべきである。要するに現狀維持による平和論は完全に行き詰りに達著してゐるので、植民地の再分割なしには世界の安定は期し得ないといふ内容である。

またこれに對して日本の立場を示した近衛公爵の論文は、世界の平和を確保する爲に從來の平和維持の觀念並に方策に再検討を加ふる必要があるので、この問題に對して新しい觀念に基いて平和維持の方策を考慮せんとすることを主張し、更に進んで紛争の原因は世界の現狀に於てその能力を完全に發揮する機會の與へられない民族の存在することであるから、領土及原料等國家の存在又は發展上に必要な重要要素を一層公平に分配せねばならぬと論じてゐる。

以上二つの論文に現はれたところのものが即ち現代に於ける再分配論の代表的なもので、その中に含まれてゐる理論及方策が、凡ゆる他の議論乃至主張の基本をなすものであると云へる。

最近公布の法令

内閣官房總務課

○陸軍補充令中改正ノ件(勅令第四百六十八號)

將校同相當官以下各部に關する人事取扱を義務系統に一元化する爲、從來三等主計候補者試験は聯隊長又は所管經理部長に於て、三等看護官候補者試験は所管軍醫部長に於て、又獸醫部派遣學生試験は所管獸醫部長に於て選抜した者に付て行つて居たのを聯隊長の選抜した者に付て行ふことに、各部下士官の任官は陸軍大臣の定むる場合を除くの外經理部下士官、衛生部下士官又は獸醫部下士官に在りては師團長の認可を受け所管經理部長、所管軍醫部長又は所管獸醫部長が之を行つて居たのを師團長が之を行ふことに改め、支那駐屯軍病院に於ても亦看護長候補者の教育を行ひ得ることとし、又陸軍補充令中別段の規定ある場合を除くの外師團長に關する規定は航空兵團長にも之を適用することとし、尙衛戍病院の名稱が陸軍病院と改められたのに伴つて字句の改正を爲す等之等の爲に所定の改正を加へたものである。

○樺太廳官制中改正ノ件(勅令第四百十九號)

(十一月十七日公布)

○樺太廳部内臨時職員設置令中改正ノ件(勅令第四百十九號)

(十一月十七日公布)

○樺太廳鐵道事務所官制中改正ノ件(勅令第四百十九號)

樺太に於ける拓殖の進展に伴ひ交通及通信機關の整備統制の緊急なるに鑑み新に交通部を設けることとし之が爲部長一名、交通部新設に伴ひ設置せられる鐵道課に配置する爲技師一名、屬九名及技手四名を増員し、又農林部の名稱は其の所管事務の性質上適切でないから之を殖産部に改め、且砂礫消費稅事務、電氣事業法施行、水産物検査事務、衛生技術、不穩文書臨時取締法施行、敷香警察署への配置の爲技師一名、屬四名、警部一名、技手二名、警部補一名を増員したものである。

又右交通部の新設に伴つて樺太廳部内臨時職員設置令を改正し、鐵道事務所に關する鐵道建設の事務に従事する職員を樺太廳に移し尙樺太廳官制の改正に伴ひ、樺太廳鐵道事務所所管事務を國有鐵道及國營自動車の現業事務に改め、又鐵道課に配置の爲及經費削減の爲鐵道技師一名、鐵道書記一四名、鐵道技手五名を減員し、自動車運輸事業に従事せしむる爲鐵道技手一名を増員するに必要な改正が樺太廳鐵道事務所官制に加へられた。

○南洋廳官制中改正ノ件(勅令第四百十二號)

(十一月十七日公布)

○高等官等俸給令改正ノ件(勅令第四十三號)
南洋群島に於ける施政の發展に伴ひ、南洋廳の行政事務増加し愈々複雑多岐に爲つて來たので、内務、拓殖の二部制とし、従来の書記官を廢して部長二人を置き、其の官等俸給に關し新に規定し、尙群島教育の一層圓滿なる發展を期する爲に視學一人を新設し又拓殖課長及地方課長に充つる爲事務官二人を、文書、會計、水災、司法等の事務又は技術に従事せしむる爲屬四人、技手六人、警部補一人を増員する等の爲に必要な改正を加へたものである。

○原蠶種管理法ノ一部施行期日ノ件(勅令第四十四號)
蠶品種審査官制(勅令第四十五號)
原蠶種管理法(昭和九年五月二十八日公布)の施行に付ては、各

規定に付勅令を以て之を定むることとなつてゐる。而して其の一部は既に施行せられてゐるが、更に同法實施準備の進捗に伴つて、先づ政府の製造配付すべき原蠶種の品種及原種の交配形式を定むる必要があるもので、之に關する同法第四條及第十一條第二項の規定を本年十二月二十一日より施行することとせられたのである。尙其の結果原蠶種の品種を定むるには蠶品種審査會の議を經べきに依り、農林大臣監督の下に官制を以て之を設置し、其の組織を定められた。即ち會長一人及委員二十人以上を以て之を組織し、會長は農林大臣を以て之に充て、委員は農林大臣の奏請に依り農林部内高等官及學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命ずることとなつてゐる。學識經驗者たる委員には任期(三年)の定めがある。尙附屬職員として幹事、書記が置かれてゐる。

(本號に既刊各號の總目錄を添附す)

コンサイス獨和辭典

文學博士 山岸光宣編 (果然好評)
本辭典は從來の辭典と全然その趣を異にし、型はポケットにも這入るコンサイス判、内容は最新語、専門語まで十分に採録し、萬國音標文字によりて發音を明示する等、劃期的の編輯振り、而かも印刷は鮮麗無比！正に獨逸語學關係者必携の寶典である。

スリーシスイサンコ
改訂 **コンサイス英和新辭典** 三省堂編
新 **コンサイス英和辭典** 三省堂編
石川祐四郎編

三 省 堂
東京 東區 神田 一丁目 番五五五
東京 東區 神田 一丁目 番五五五

社會局勞働部編纂 退職積立金關係法令 及退職手當

目次
退職積立金及退職手當法、同施行期日、同施行令、同施行規則
退職積立金及退職手當法ニ關スル事務取扱方針
退職積立金及退職手當法ニ關スル規程準則、報告並審核様式

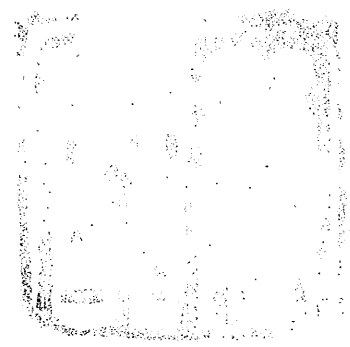
定價 二十 錢 (送料不)

▲週報購讀者への奉仕▼ 週報(保存用)綴込表紙 贈呈

「一ヶ月前金にて御申込の方へ」
尙特に御希望の方には一部五錢にて御頒ち致します。

所込申
内閣印刷局發賣所(東京、麹町、大手町)
全國各地官報發賣所
東都書籍株式會社(東京、神田區、保町、一之三)
最寄書店

局刷印閣内



週報

昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十一年十月十三日發
（毎週一河水曜日發行）第十一號

官報附録週報別刷

昭和十一年十月十三日印刷發行
編輯者 情報委員會
發行所 東京市麹町區永田町
印刷者 內閣總理大臣官舎內
東京市麹町區大手町

定價
一ヶ月部 一圓四十錢
一ケ年分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
（外國郵便に依る地）
（或は二圓四十錢）
（或は三圓四十錢）
（或は四圓四十錢）

申込所
内閣印刷局發賣掛
電話九ノ内(二)五二一九
東京一九〇〇番
全國各地官報販賣所
東都書籍株式會社
東京市麹町區保町二之三
電話東京九三九〇番
最寄書店・驛賣店

（本書ノ大サ八國定規格A5判）